

## 第 21 回延岡市農業委員会会議録

(令和 4 年 3 月 28 日)

1. 開催日時 令和4年3月28日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文			6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一			18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章		
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一			18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 129 号 農地法第3条 所有権の移転について  
議案 第 130 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
議案 第 131 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)  
議案 第 132 号 農地法第5条の許可申請について  
議案 第 133 号 非農地証明願いについて

- 報告 第 80 号 農地法第4条の届出について  
報告 第 81 号 農地法第5条の届出について  
報告 第 82 号 農地法第18条第6項の通知について  
報告 第 83 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 28 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	竹 内 祐 子
農地係 総括主任	永 友 孝 生	農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴			北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

## 8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第21回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 17 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 4 番 牧野博文委員と委員番号 16 番 花畑志良一委員のお二人をお願いしたいと思います。  本日の予定ですが、議案第 129 号 農地法第 3 条所有権の移転についてから議案第 133 号 非農地証明願いについてまでの議案 5 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっております。議案書の確認をお願い致します。  それでは、議案第 129 号 農地法第 3 条所有権の移転について提案致します。なお、整理番号 7 番については、松原学農地利用最適化推進委員と関連がございますので、退席後の審議となります。整理番号 1 番について、委員番号 7 番 松田純二委員より説明をお願い致します。
松田(純)委員	委員番号 7 番 松田です。整理番号 1 番について説明致します。農地の所在は尾崎町、田 2 筆で面積は計 524 m <sup>2</sup> です。譲渡人は尾崎町在住、譲受人は祝子町在住の方です。譲受人は水稻 10,504 m <sup>2</sup> を経営しており、主な労力人は 1 人、田植え稲刈り等は家族などの手伝いで 4 人～5 人でやっているとのこと。譲渡人は高齢で、農業の経験もなく、お子さんもいらっしゃいますが、市内に住んでいる方は無く、就農する気持ちもないとのこと。  譲受人はこの農地を父親の代から 40 年以上耕作しており、規模拡大もおこなっているとのこと。  3 月 24 日、私、遠田推進委員、譲受人の 3 人で現地確認を致しました。引き続き田として耕作するとのこと。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、特に問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号 2 番及び 3 番について、委員番号 9 番 高橋正二委員より説明をお願い致します。
高橋委員	委員番号 9 番 高橋です。整理番号 2 番 3 番について説明致します。まず 2 番案件です。所在は片田町、田 2 筆で面積は計 2,016 m <sup>2</sup> です。譲渡人、譲受人共に平原町在住の方です。理由は経営規模拡大です。  3 月 22 日に譲受人、高橋(利)推進委員、私の 3 人で現地確認を致しました。片田町公民館から南へ約 2km 行った道路を挟んで両サイドの 2 筆です。この田は 2 年くらい前から譲受人が作付けしていて、十分に管理されていました。地域との調和要件も問題なく、許可相当と判断致しました。

<p>議 長</p> <p>横山推進委員</p>	<p>次に3番について説明致します。所在は沖田町、田1筆で面積は509㎡です。譲渡人は片田町在住、譲受人は整理番号2番と同じ平原町在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>3月22日に譲受人、高橋(利)推進委員、私の3人で現地確認を致しました。こちらも農地は十分に管理されており、地域との調和要件も問題なく、許可相当と判断致しました。</p> <p>2番3番とも(同一の)譲受人で現在は兼業ですが、今後はこちらの農地を手に入れて十分に管理していきたいということでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号4番及び5番について、横山博章農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>佐藤委員</p>	<p>推進委員の横山です。整理番号4番5番について説明致します。まず4番について説明致します。農地の所在は出北、田1筆で面積は1,011㎡です。譲渡人は福岡市在住、譲受人は出北在住です。譲渡人は住まいが県外で農地を処分したいということです。譲受人は今後は息子さんと一緒に農業をやりたいということで、農地を集積して1か所に集めたいという考えです。隣の土地も譲受人が耕作しており、2枚を一つにしたいという計画を立てております。</p> <p>3月26日に譲受人、片伯部委員、私で現地確認を致しました。既に田に草がないように管理されていて非常に適した農地であることを確認しました。</p> <p>整理番号5番について説明致します。東浜砂町の田、882㎡と方財町の畑、1,029㎡、合わせて2筆、1,911㎡です。譲渡人は浜町在住、譲受人は浜砂在住です。2筆ともハウスが建っておりますが、譲渡人は体調を崩しており、今後復帰できないということで、今まで貸していた譲受人に譲渡したいという申し出です。</p> <p>3月26日に譲受人、片伯部委員、私で現地確認を致しました。譲受人は80代ですが、10代のお孫さんが農業に非常に興味をもち、農業についての勉強をされているので、後継者も育っております。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号6番について委員番号19番 佐藤純子委員より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>委員番号19番 佐藤です。整理番号6番について説明致します。所在は小峰町、畑2筆、田3筆で合わせて5筆、計7,171㎡です。譲渡人は出北在住、譲受人は小峰町在住です。田の方は譲受人が父親の代から耕作しており、畑は竹藪になっておりましたが、きれいに切っておりました。</p> <p>3月21日に黒田推進委員と農地部の山田推進委員と私と譲受人とで現地確認を致しました。地域との調和要件もよく、兼業農家ですが意欲もありますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p> <p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書の1ページから6ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いと</p>

		<p>の事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委	員	<p>(挙手)</p>
議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 松原推進委員は退席をお願いします。</p> <p>(松原推進委員が退席する)</p> <p>次に、整理番号7番について、委員番号8番、大戸孝一委員より説明をお願い致します。</p>
大 戸 委 員		<p>委員番号8番 大戸です。整理番号7番について説明致します。農地の所在は北浦町、田1筆で 488 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人ともに北浦町在住です。譲受人の経営状況は 12,913 m<sup>2</sup>、労力人は2人です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>3月 24 日、現地確認を致しました。譲受人は技術、意欲ともに十分であり、地域との調和要件も問題ないと思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局		<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書の7ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委	員	<p>(挙手)</p>
議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。松原推進委員の入室をお願いします。</p>

	<p>(松原推進委員が入室)</p> <p>続きまして議案第 130 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 130 号、農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は5ページから 13 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。契約内容につきましては、5年間から 10 年間の使用貸借権または賃借権となっております。</p> <p>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 131 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は所有権移転分です。なお、委員番号4番 牧野博文委員と関連がございますので、牧野委員の退席後の審議といたします。牧野委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(牧野委員が退席)</p> <p>それでは事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 131 号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分をご説明いたします。議案書は 15 ページとなります。</p> <p>農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は片田町の田、3筆、3,006 ㎡の所有権移転となっております。譲受人は片田町で水稻を中心に水田経営をされており、今回の農地も水稻を作付けする計画となっております。</p> <p>計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。牧野委員の入室をお願いします。  (牧野委員が入室)  続きまして、議案第 132 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番について、委員番号 10 番 安藤重徳委員より説明をお願い致します。
安藤委員	委員番号 10 番 安藤です。整理番号1番について説明致します。所在は北川町長井、地目は畑、面積は 105 m <sup>2</sup> です。譲渡人、譲受人とも同地区の方で近所にお住いの間柄です。位置図をみてもらうとわかりますが、住宅が建ち並び、その前には市道があり、譲受人の自宅と市道との間にある畑を駐車場として転用したいとのことでした。  3月 24 日、県担当者、事務局2人、譲受人、甲斐推進委員、私の6名で現地確認を致しました。市道の南側には第一種農地が広がっていますが、周囲への影響等も見られず、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。農地区分につきまして説明致します。 整理番号1番につきましては、申請地の南側に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第一種農地となります。なお、申請地周辺は家屋が連なり、日常生活上必要な施設として例外規定の集落接続に該当することから、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準については、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。
議長	続きまして、議案第 133 号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番及び2番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。
大戸委員	委員番号8番 大戸です。整理番号1番及び2番について説明致します。まず1番は、農



	<p>地の所在は北浦町、畑1筆で 370 m<sup>2</sup>です。申請人は山月町在住、申請理由は 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>3月 20 日に小野推進委員と、3月 24 日に松原推進委員と現地調査を行いました。写真を見て頂けるとわかるのですが、銀杏が植わっていたと思うのですが、もう竹に覆われている状態で、農地として使用するのは困難だと判断致しました。</p> <p>2番の農地の所在は北浦町、田が1筆で 384 m<sup>2</sup>です。申請人は滋賀県在住です。申請理由は同じく 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。現況地目は原野です。</p> <p>3月 20 日に小野推進委員と、3月 24 日に松原推進委員と現地調査を行いました。写真を見るとわかるのですが、ほぼ一面を竹に覆われています。一部手前の方は竹を切ったようで木が倒れているのですが、農地として使用するのは困難と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号3番について、委員番号 19 番 佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐 藤 委 員	委員番号 19 番 佐藤です。整理番号3番について説明致します。所在は小峰町、田1筆で面積は 333 m <sup>2</sup> です。写真を見てもらうとわかりませんが、この土地は竹が生い茂っていて、湿地帯で 10 年以上耕作されておりませんでした。
議 長	3月 21 日に私と黒田推進委員と農地部の山田推進委員とで現地調査を行いました。先ほどお話しましたように 10 年以上耕作されておらず、農地として使用することが困難と思われるので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第 80 号、農地法第 4 条の届出について説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書に記載しておりますが、1件の届出があり、畑が1筆の 267 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に報告第 81 号、農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>6件の届出があり、田が4筆の 3,376 m<sup>2</sup>、畑が6筆の 1,668 m<sup>2</sup>、合計 10 筆の 5,044 m<sup>2</sup>の転</p>

	<p>用となっております。</p> <p>次に、報告第 82 号、農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書に記載しております。10 件の届出があり、田が 22 筆の 18,172 m<sup>2</sup>の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 83 号、農地法第3条の3第1項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。 6件の届出があり、田が 28 筆の 17,171.91 m<sup>2</sup>、畑が9筆の 1,512.50 m<sup>2</sup>、合計 37 筆の 18,684.41 m<sup>2</sup>となっております。 この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので、次に協議第 28 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>それでは、協議第 28 号、農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第 130 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。 議案書の整理番号 1 番が沖田第一地区での集積計画となっております。 次に、整理番号2番から整理番号4番までが細見地区での集積計画となっております。 次に、整理番号5番から整理番号 100 番までが個別案件での集積計画となっております。</p> <p>今回の配分計画では、44 名の出し手から計 100 筆、61,885 m<sup>2</sup>の農地を 個人 11 名、1法人に配分する計画となっております。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に「その他」ですが、何かございませんか。</p> <p>無いようですのでそれでは事務局、お願い致します。</p>
事 務 局	<p>1月総会時に、甘藷生産に関するチラシの話をいたしました。本日、バイオ技術研究所が来ておられますので、15 分程度説明をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>(業者より説明)</p>
議 長	<p>最後に事務局より連絡事項について説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>(事務局より説明)</p>
議 長	<p>以上を持ちまして第 21 回、定例農業委員会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

4 番 牧野博文

16 番 花畑志良一

